

諮問日：令和5年6月14日（令和5年度（情）諮問第14号）

答申日：令和5年11月21日（令和5年度（情）答申第28号）

件名：大津地方裁判所における特定年月に作成及び取得し保有する文書のファイル管理簿の不開示判断（特定不能）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

令和4年1月分に係る作成及び取得した下級裁判所である大津地方裁判所が保有する文書のファイル管理簿の開示の申出に対し、大津地方裁判所長が、開示を求める司法行政文書が特定できないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大津地方裁判所長が令和5年5月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定できないそして補正に従わないが定型文で不開示とする。特定のために申出人は何をすればよいのか。補正という不分明な裁判所用語では協力しようがなく、補正期間徒過となる。強く大津地方裁判所の情報公開にたいする態勢及び体制を強化されたい。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出について、開示を求める文書が明らかではなかったことから、大津地方裁判所は、苦情申出人に対して、令和4年7月12日付け「司法行政文書開示申出書の補正について」と題する文書（以下「本件補正の求め1」という。）で開示を求める司法行政文書を特定するように求め、苦情申出人から

は同月 26 日付け「貴庁からの情報開示に係る補正命令に係る情報開示請求者の視点からの検証結果の提示」と題する文書（以下「本件提出文書」という。）が提出された。

しかし、大津地方裁判所は、苦情申出人に対して、令和 4 年 7 月 12 日付けで本件開示申出以外の文書開示申出に関しても補正を求めており、本件提出文書が本件開示申出に関するものであると判断できなかったことから、再度、令和 4 年 10 月 28 日付け「司法行政文書開示申出書の補正に対する回答書について」と題する文書（以下「本件補正の求め 2」という。）で本件提出文書が本件開示申出に関するものであるか否かを照会したものの、同文書で定めた提出期限である同年 11 月 11 日までに苦情申出人から回答されなかったため、大津地方裁判所は、対象文書を特定することができないものとして、不開示の判断を行った。

2 本件開示申出は、一見すると大津地方裁判所が令和 4 年 1 月に作成・取得した文書のファイル管理簿の開示を求めるように読めるものである。しかしながら、裁判所においては、特定の月に作成・取得した文書に限定した独立のファイル管理簿を作成していないこと、本件開示申出が上記の他にも解釈可能なものであることから、上記のように限定して解釈すべきか明らかとはいえなかった。そのため、大津地方裁判所は、開示を求める文書につき、開示申出から解釈可能な補正案を提示して上記 1 のとおり補正を求めた。かかる補正の求めに対し、明確な回答が得られなかった以上、開示申出内容は一義的に定まらないと言わざるを得ず、本件開示申出書の記載内容では対象文書を特定することができないとした原判断は合理的である。

3 そのほか、苦情申出人は、縷々主張するが、上記のとおり補正を促したものの開示対象文書を特定するに至らなかったとの結論を左右するものではない。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年6月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月20日 審議
- ④ 同年11月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出の特定に関する経緯として、大津地方裁判所は、本件開示申出書からは開示を求める司法行政文書を特定することができなかつたために、苦情申出人に対し、本件補正の求め1により、開示を求める司法行政文書を特定できるような記載をした書面の提出を求めたこと、これに対して、苦情申出人から大津地方裁判所に本件提出文書が提出されたものの、大津地方裁判所において、本件提出文書が本件補正の求め1への回答であるか特定できないものであつたために、本件補正の求め2により、その点を明らかにするよう照会したこと、苦情申出人から、同文書で定めた提出期限までに回答されなかつたため、開示を求める司法行政文書を特定するに至らなかつたことを説明する。これらの本件開示申出書の記載内容、本件補正の求め1の内容、本件提出文書の内容及び本件補正の求め2の内容を踏まえて検討すれば、最高裁判所事務総長が、本件開示申出につき、不特定を理由に不開示とした原判断に不合理な点はないとした判断は、相当といえる。
- 2 苦情申出人は、特定のために申出人は何をすればよいのか、補正という不分明な裁判所用語では協力しようがないなどと主張するが、大津地方裁判所において、開示を求める文書につき、開示申出から解釈可能な補正案を提示して補正を求め、この補正の求めに対し、明確な回答が得られなかつたために、開示申出内容は一義的に定まらないと言わざるを得なかつたとする原判断は相当であり、これを支持する最高裁判所事務総長の説明が不合理であるとはいえず、本件補正の求め1による具体的な補正の求めの方法が不相当であつたとも認められない。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書について開示を求める
司法行政文書を特定できなかつたと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子